

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第31回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年11月29日（火） 14:00～14:38

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 正次、

東海 幹夫、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市  
裕久（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サー  
ビス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに  
同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサ  
ービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の  
認可）について【諮問第3034号】

諮問事項

接続料規則の一部改正について【諮問第3035号】

報告事項

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴う日本電信電話株式会社等に関する  
法律施行規則の改正及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインの策定に  
関する報告

## 開 会

○根岸部会長　それでは、時間がまいりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は答申事項1件、諮問事項1件、報告事項1件であります。

それではまず最初に、答申事項になります。諮問第3034号、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について、審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、9月30日開催のこの部会におきまして審議を行い、10月31日まで意見募集を行いました。本日は、提出された意見を取りまとめていただきましたので、これを報告いただき審議したいと思います。それでは、報告をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　資料31-1をご覧ください。意見募集の結果、2件の意見提出がございました。1件はKDD I株式会社、もう1件はソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社3社連名での意見でございます。

2ページをご覧ください。こちらが寄せられた意見及びそれに対する考え方の案でございます。

1ページおめくりいただいて、3ページをご覧ください。まず、意見1ですが、「NTT東西による収支の算定過程等について、国民に理解しやすい形で、透明性を高めて開示すべき」というものでございます。

これに対する考え方として、「NTT東西による基礎的電気通信役務収支表の作成・公表等に関しては、これまでも収支算定方法をはじめとする情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き、国民に理解しやすい形で、透明性の向上に努めていくことが望まれる」としております。

続きまして、意見2でございます。「年によって番号単価の適用期間にずれが生じないよう、制度的な手当を検討すべき」というものでございます。

これに対する考え方としまして、「今後の制度の在り方への御意見として承る」として  
ております。

次のページにまいりまして、意見3でございます。「NTT東西による更なる効率化  
推進策を検討すべき」というものでございます。

これに対する考え方としまして、「ユニバーサルサービス制度の稼動に際しては、適  
格電気通信事業者であるNTT東西の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提  
となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東西においては、赤字の縮小  
のため、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが  
適当である。また、NTT東西に対して経営効率化の実績の総務省への報告を、総務省  
に対してその十分な検証を求めた平成18年11月21日の情報通信審議会の答申に基  
づいて、平成22年度の経営効率化の実績及び検証結果について、平成23年9月30  
日に当審議会において総務省から報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き  
行われることが適当である」としております。

最後に、意見4でございます。「NTT東西は、アクセス網を含めたIP網移行計画  
等の具体的な内容を公表すべき」というものでございます。

これに対する考え方としまして、「今回の認可申請は、交付金の額及び交付方法並び  
に負担金の額及び徴収方法についてのものであり、現時点において、御意見で示された  
状況が直接関係するとまではいえない。他方、PSTNからIP網へのネットワークの  
移行の在り方に関しては、アクセス回線との関係も含め、現在、情報通信審議会電気通  
信事業政策部会において『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』として  
検討されているところであり、関係事業者等においては、この検討結果等を踏まえ、適  
時適切に対応をとることが期待される」としております。

以上の、提出のあった意見及びそれに対する考え方案を踏まえた答申書の案が1ペ  
ージでございますとおりです。

説明は、以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見ございましたら、よろし  
くお願いいたします。はい、お願いします。

○東海委員　　細かいことですが、3つほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、いただいたご意見のうちの、3ページの2ですが、適用期間がずれたケースは、

我々も承知しておりませんでした。これはどういう事情でこういう事態になったのかお知らせいただけますか。

○根岸部会長　では、まず、意見2につきまして、ご説明お願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　適用期間のずれですが、番号単価を算出するに当たりましては、前年の6月末時点の番号数を用いること、また、月当たりの単価にするときに四捨五入をすることによりまして、申請時の想定している負担金の額から、実際に徴収された額が変動してくることがございます。

そうしますと、必要な交付金の額を集めるまでの期間が、当初想定していた12か月から前後にずれる、11か月で集め終わってしまったり、あるいは13か月かかったりということが生じてくる場合がございます。

その結果として、この意見にございますように、適用期間にずれが生じる事態が出てくるということがございます。

○東海委員　そうすると、今のことは、そのときの状況を判断して、適宜これからも修正していくという意味でしょうか。

○大村料金サービス課企画官　この問題に対する対応方法というのはなかなか難しいところがございます。年によって13か月かかるのか、11か月かかるのかが、今の算定方法では事前にわからないということがございます。

したがって、そういうことが生じないように、何らかの手当ができるのかということについて、必要に応じて検討させていただきたいと思っています。

○東海委員　おそらくそうであるべきだと思いますので、どうぞ、何か適切な方法へ移行されることをご検討いただきたいと思います。

続けて、よろしいですか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○東海委員　10ページの負担事業者のリスト、今回27社になっております。ユニバが始まった時点では、おそらく五十数社だったと記憶しておりますけれども、いろいろな合併等々のことが年々起こってきたという事情は承知しておりますけれども、「10億円を超え」という基準を設けていることが、例えば、会社数の減少によって番号数の減少に影響を及ぼさないかどうかというのは少し気になっております。その点については、番号の年々の対象について、推移を確認されておられるかどうかお聞きしたいところでございます。

○根岸部会長 では、よろしくお願いします。

○大村料金サービス課企画官 まず、番号数の推移ですが、ご承知のとおり、年々番号数は増加している傾向でございます。また、ご指摘のとおり、事業者数は、合併等によりまして減少してきております。

したがって、ご指摘の10億円との関係で言いますと、分割ではなく合併が進んでいるということがございますので、10億円が高過ぎるということではなくて、むしろ10億円を超える事業者が多くなるということではないかと考えています。

○東海委員 わかりました。今の状況としてはそうだと思います。ただ、また何かの変化が起こった場合には、それなりの検討をしなければならない時期も来るかもしれないと思っております。

それから、もう1点ですが、負担事業者にユニバのコストを負担いただくところまでなのですけれども、この負担事業者が、利用者に同額を転嫁している状況については、いかがでございましょうか。

○根岸部会長 どうぞ、よろしくお願いします。

○大村料金サービス課企画官 この番号単価に基づいて負担事業者は負担していただいているわけですが、すべての事業者ではございませんが、大宗の事業者において、利用者にそのまま転嫁する形になっていると承知しています。

○東海委員 ここで公開されなくても結構ですが、どこの会社が転嫁していない、あるいは逆の、今も含みますけれども、そういうことについても把握されておられるでしょうか。

○大村料金サービス課企画官 その点は把握しております。

○東海委員 では、結構です。ありがとうございました。

○根岸部会長 どうぞ、ほかにございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、1ページの答申書（案）とついておりますが、「案」を取りまして、この内容のとおり答申したいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

○根岸部会長 それでは次は、諮問事項でございます。

諮問第3035号「接続料規則の一部改正」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官 資料31-2をご覧ください。まず、表紙をおめくりい

ただきまして、1 ページは諮問書でございます。

さらに1 ページめくって、2 ページ目をご覧ください。まず、今回の改正の背景でございます。これは、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能などの接続料算定については、平成23年度から平成24年度までの2年間、長期増分費用方式、いわゆるLRIC方式の第5次モデルによって算定することとされております。

そのような背景のもとで、今回の改正の概要でございますが、LRIC方式による平成24年度の接続料算定に用いる各入力値の更新として、接続料規則別表第2の2及び第4の3に定める入力値を最新の入力値に更新するものでございます。これら入力値につきましては、本年7月から8月にかけて、まず各事業者に募集を行いまして、その各事業者からご提案いただいたものをもとに、今月11日に開催された長期増分費用モデル研究会においてご検討いただき、ご了解いただいたものでございます。

具体的なそれぞれの数値はかなり大部でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。変更点を中心に、数値の算定方法などについて簡単にご説明をさせていただきますと思います。

では、3 ページ以下にあります新旧対照条文をご覧ください。まず、3 ページ以降に別表2の2がございます。この別表2の2が、正味固定資産価額算定に用いる数値が記載されているものでございます。

改正点は、赤字で書いております。まず、6 ページをお開きください。ページの中ほど少し上あたりにございます、自治体管路、電線共同溝、情報ボックスなど公共的地下設備につきましては、国や地方自治体によって建設された管路でありまして、各事業者利用実績、将来の利用予測をご提出いただいて、それらの提案値を合算して算定しているものでございます。

続きまして、16 ページをお開きください。16 ページ以下で、土地単価時点補正係数というものがございます。土地投資額の算定は3年に1回見直される固定資産税評価額をもとにして算出しているものですが、土地単価時点補正係数は、毎年の地価の変動を反映させるための補正係数でございます。国土交通省から公示されております地価公示価格を踏まえ、NTT東西からの提案値に基づいて算定しているものでございます。

また、17 ページに、いくつかの監視設備などの投資額比率がございますが、これらについては、NTT東西の会計データをもとに算定しているものでございます。

17ページ中ほどから別表4の3でございます。この別表4の3は、費用算定に用いる数値を記載しているものでございます。まず、17ページから22ページまでにかけて、施設保全費がございます。この施設保全費につきましては、NTT東西の実績をもとに、フォワード・ルッキング性を考慮すること等によって算定しているものでございます。加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブルともに効率化が進んでおりまして、全体的に減少しているところでございます。

続きまして、22ページの下段から23ページの上段をご覧ください。こちらで、道路占用料、撤去費用等の投資額比率がございます。これらについては、NTT東西の会計データをもとに算定しておりまして、こちらも全般的に減少しているところでございます。

最後に、23ページ中ほど以降に、経済的耐用年数がございます。経済的耐用年数につきましては、交換機、メタルケーブル、管路等については、新規投資抑制を考慮した経済的耐用年数の補正方法を用いた推計方法により、また伝送装置については、最長使用年数の加重平均を用いて、遠隔収容装置については、交換機と伝送装置の耐用年数の平均値として、また、無形固定資産の交換機ソフトウェアについては、投資額をベースとした加重平均を用いて、それぞれ算定しているものでございます。

これらの算定方法におきましては、直近の投資実績や撤去実績などをもとにしておりまして、近年投資額が減少していることから、全般的に耐用年数が延長される傾向になっているものでございます。

簡単でございますけれども、接続料規則の一部改正、入力値の更新に関する説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

関口先生、よろしいですか。何かございますか。

○関口委員　特によろしいです。

○根岸部会長　そうですか。東海先生のほうは、何か。

○東海委員　質問ではないんですけど、平成23年度、24年度の接続料算定はもう既に決まり切った形の枠組みの中で淡々とやっているものですから、そのことについて特に細かいことは申し上げるものは何もございませんけれども、問題は、現行モデルの適用期間を2年間にして、さて平成25年度以降の接続料算定をどうするかという意識が

これを決めるときにあったように思いますし、私も何か発言したような記憶がございますけれども、IP化はかなり、スピードの問題はさておきましても、進んでいることは確かですし、その中でこういった形の手法を、いつまで、どのように適用していくのかについては、恐らく色々なところで検討されていると思っております。

したがって、問題は今年というよりも、今後の方向の検討については、いろいろな考え方があって、それらの調整が間もなくここで議論される時期が来ているのではないかという感想でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。今、ご意見というか、ございましたけれども、検討ということにつきまして、総務省のほうで何かございませんでしょうか。あるいは将来的に検討をされる予定はございますか。

○大村料金サービス課企画官　今ご指摘がございました、コスト算定部分について、IPモデルを導入するか等、先ほど言及させていただきました長期増分費用モデル研究会において、現在まさにご検討いただいているところでございます。まだ検討途上でございますので、また今後、その検討が進んで結果が出てくると思いますので、その中で慎重に、適切に検討を進めていきたいと思っております。

○根岸部会長　ありがとうございます。他に、どうぞ。

○酒井委員　よろしいですか。今の点について、私は専門じゃないので、東海先生や辻先生にお聞きしたいぐらいですけれども。もともと長期増分費用方式は、ある程度定常的なものについては非常に適しているが、設備投資が終わったものや、あるいは非常に技術革新が激しいものにはあまり向かないような前提だったと思いますが、例えば、技術革新が非常に進んでいるときに、公共料金的あるいはコスト算定をどうしたらいいのか、経済学上ではそういう検討は何かあるのでしょうかということなのです。やはりそれは、経済学としてはその辺の検討はあまりないものなのか、少しその辺を、むしろ専門家の立場でお聞きしたかったのですけれども。

○根岸部会長　では、辻先生。

○辻委員　一般論として正確なコストを算定する方法はありますが、技術革新を織り込んで、料金を決めるのは非常に難しく、理論的に定式化されているものとしてはフォワード・ルッキング性があります。将来のコストは技術革新によりこれだけ下がるだろうと想定して、現在は高いが、2年後、3年後に低下するのであれば、それを現時点で加味して、将来のコストを算定するというものです。現行の電気通信での料金モデルに

も、実際、フォワード・ルッキング性として考慮されているものもあります。しかし、技術革新が速い場合のコストの算定云々というのは、このような個別のものはありませんが、一般理論としては私の知る限りではあまりないと思います。

○酒井委員 どうもありがとうございました。

○根岸部会長 東海先生か関口先生、何かコメントをいただくことはありますでしょうか。

○酒井委員 ついおかしなことを聞いてしまいまして、失礼しました。

○関口委員 学会の動向は、私は経済学の学会に入っていないからわからないですけども、いずれにしても、今、移行期の中で、IP化に進んでいく途上で、IP-LRICモデルというのが作れるのかどうかはまず第一の検討課題で、ここはまだ甲論乙駁で、1つのところには定まっていない状況ですけれども、現実には、メタルのトラフィックは急速に下がっている状況から、このまま、現状のメタルの長期増分費用モデルが現実を適切に反映できるのかどうかについても鋭意検討中ですので、なかなか今の段階で安定的な発言ができないのがつらいところですが、みんな少しずつ知恵を絞りながら、長期増分費用モデル研究会のほうで検討を進めているところでございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○酒井委員 結構です。

○根岸部会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件につきましては、この諮問案を本日報道発表するほか、広く意見の募集を行うことにしたいと思います。この改正を踏まえた接続約款は、平成24年度当初から適用されることが各接続事業者等の利益につながると考えられますから、意見招請は1回とし、12月が暮れということも考えまして、平成24年1月4日水曜までの間、実施いただければと思います。

提出された意見を踏まえまして、接続委員会で調査検討いただいた上で、最終的に答申をまとめることにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

○根岸部会長 それでは最後に、報告事項に移りたいと思います。

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴いまして、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の改正、それからいわゆる活用業務に係る公正競争ガイドラインの策定についての報告の説明を、総務省からお願いします。

○木村事業政策課調査官 では、ご報告させていただきます。

本件は、先の通常国会におきまして成立いたしました、電気通信事業法及びNTT法の一部改正に伴う措置になるものでございます。諮問事項でございました電気通信事業法施行規則の一部改正につきましては、先般ご答申をいただいたところでございますけれども、本日は、諮問事項でないNTT法施行規則の一部改正等についてご報告をさせていただきます。

資料31-3、1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」という紙でございます。

まず、改正の背景ですけれども、ご案内のとおり、平成21年から開催しておりますグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおきまして、昨年12月の取りまとめの中で、NTT東西の業務範囲規制については、「ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点から、機能分離等により更なる公正競争確保を図った上で、かつ、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度・ルールの見直しを行うことは、一定の合理性があるもの」とされたところでございます。

この取りまとめを受けまして、先ほど申し上げましたとおり、先の通常国会で電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしました。これによりまして、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部が改正されまして、NTT東西が営むことができる活用業務等に係る現行の認可制を事前届出制とすることとされたところでございます。

本件は、この改正において、届出の手续や、あるいは届出事項の内容といったものについて、省令で定めることとされていることを受けまして、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正するものでございます。

省令の概要ですけれども、まず、届出の手續等についてですが、NTTもしくはNTT東西が目的達成業務を営もうとするとき、またはNTT東西が自らの業務区域外での地域電気通信業務を営もうとするときは、業務の開始の日の7日前までに必要な事項を届け出なければならないこととしてございます。また、NTT東西が活用業務を営もうとするときには業務開始の日の30日前までに必要な事項を届け出なければならないこととしてございます。

それから、2番としまして、届出書に記載された事項の公表規定でございます。総務

大臣は、届出を受理した場合は、速やかに届出書に記載された事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとしてございます。

施行期日につきましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日、これは公布の日から6月を超えない範囲において政令で定める日とされてございますが、この政令が11月24日に公布されまして、施行日が11月30日となっておりますので、この省令も11月30日から施行することになるものでございます。

それから1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、もう1つの事項、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインの策定について」でございます。この策定の背景ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、先の通常国会におきましてNTT法の一部が改正をされ、NTT東西が営むことができる活用業務に係る現行の認可制を事前届出制とするとされたところでございます。本件は、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的としまして、活用業務の届出に関する法律の運用方針を事前に明確化するためのガイドラインを策定するものでございます。

ガイドラインの概要でございますけれども、まず、活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方を示してございます。活用業務は、NTT法に規定されているとおり、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるものでございます。そのことを確認する具体的な手順等について、ガイドラインの中で記載してございます。

それから、2番目としまして、総務省による検証等ということで、現に営まれております活用業務が、今述べました範囲内で営まれていることを総務省において検証するための具体的な手順、あるいはこのガイドライン自体の見直し等について記載しておるところでございます。

それから、3つ目としまして、公正な競争に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置を記載してございます。NTT東西が届出書に記載すべき、自らが講ずる措置といったものを、この下にございます、①ネットワークのオープン化から⑦実施状況等の報告まで、7つの項目に沿って具体的に記載しておるものでございます。

最後に、ガイドラインの運用開始の関係ですけれども、先ほどと同様、NTT法の一部改正の施行の日、11月30日ですが、その日から運用することとしているものでござ

ざいます。

資料の後ろに、実際の省令改正の新旧対照表、それから、策定しましたガイドラインの本体がついてございますが、内容は、今し方ご説明させていただいたとおりでございます。

それから最後に、19ページ以降についております資料ですけれども、こちらは、9月13日から10月12日まで、先ほど申し上げました省令の改正案及びガイドライン案について、意見募集を行いました。合計13件の意見の提出があったところでございますけれども、その内容を分類しまして、意見としてまとめた上で、総務省の考え方を右側にまとめた資料になってございます。

少々大部なのですけれども、主なものとして2件だけご紹介をさせていただければと思います。ページをめくっていただきまして、21ページの意見3をご覧ください。意見3としまして、「活用業務に係る届出について、改正前の処理期間と同程度の期間を確保すべき」というご意見をいただいております。これは、改正前、いわゆる認可制の時点では、特に軽微な事項を除きまして、標準的な処理期間として3カ月、それから、特に慎重な検討が必要と認められる事項について4カ月といった期間を定めておりました。今回、事前届出制にすることによって、30日前という形にしたものでございますけれども、その30日前が短いということで、もう少し、従来どおりの期間を確保すべきという意見でございます。

これにつきまして、総務省の考え方でございますけれども、右側の考え方3の2段落目の辺りをご覧ください。「法改正前において」というところですが、活用業務について認可することが適当であるか否かの審査には、平均して約73日を要していたところでございます。当該改正後は、認可に係る省内手続等を省けることに加えまして、改正法の趣旨の1つが、業務の開始に要する期間を短縮することにより、電気通信事業者間の公正競争に配慮しつつ、利用者利便の一層の向上を図ろうとするものであることに鑑みれば、本件省令案の規定は適切なものであると考えられるという形で、総務省の考え方をまとめてございます。

それから、もう1件ご紹介させていただきます。またページをめくっていただきまして、24ページをご覧ください。24ページに意見8というものがございます。第2条の3の規定、これは先ほどご説明しました省令の、届出書に記載された事項の公表に関する規定でございます。この規定による公表、これは届出の翌日まで、または速やかに

行うこととすべきというご趣旨の意見でございます。

これにつきましては、右側の総務省の考え方のところでございますけれども、これも2段落目をご覧ください。「同条を規定する趣旨の一つはご指摘のとおり」としてありますが、つまり、これは予見性なり透明性なりといったものを確保すべきという趣旨で設けた規定でございますけれども、総務省は、当該届出を受けた際には、可能な限り速やかに、公表可能な事項とそうでない事項を峻別した上で、届出書に記載された事項を公表する考えでございます。したがって、もともとの案は実はそういう文言はなかったのですが、このパブコメを踏まえまして、最終的なものとしましては、下にありますとおり、総務大臣は、前3条の届出書を受理した場合は、「速やかに」という言葉を入れまして、当該届出書に記載された事項をインターネットその他の方法により公表するものとする修正した形で最終形としているものでございます。

ご報告、以上でございます。よろしく申し上げます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

この公正競争ガイドラインは、前からございましたよね。内容的に何か変わったことはあるのでしょうか。

○木村事業政策課調査官　内容的には、従来は認可制だったものですから、認可の手続とかいったものが入っていたのですが、今回届出になりました関係で、認可のときに必要になって、届出になることで必要ない規定は省いたりはしてございますが、基本的に、内容的には同じ趣旨をすべて踏襲してございます。

あとは、従来認可制の中で、認可に当たって、各種条件を付した形で認可していることが通常の例でございますけれども、個別に付した条件について、このガイドラインに落とし込めるようなものはすべて落とし込んだ上で、そういう面では、その分はプラスになっているのですが、そういった内容にしてございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ、ほかにございましたら、よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございます。

○根岸部会長　以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

それでは、これで本日の会議はこれで終了いたします。次回の部会につきましては、別途、事務局より連絡をお願いしたいと思います。それでは、閉会いたします。どうも

ありがとうございました。

閉 会